

令和二年十一月

令和二年十一月文京区議会定例議會議案(三)

文
京
区

目

次

議案第四十四号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第四十五号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第四十六号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 頁

議案第四十四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 文京区長 成澤廣修

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項本文中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「、十二月に支給する場合においては百分の百二十」を削り、同項ただし書中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「、十二月に支給する場合においては百分の百」を削り、同条第三項中「、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と」、「、十二月に支給する場合においては百分の百」及び「、十二月に支給する場合においては百分の六十」を削る。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項本文中「及び十二月」を削り、「百分の百十五」を「百分の百十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び十二月」を削り、「百分の九十五」を「百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(説明)

特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第四十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 文京区長 成澤廣修

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「、十二月に支給する場合においては百分の百二十」を削る。

第三十条第二項中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「、十二月に支給する場合においては百分の百二十」を削る。

第二条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「及び十二月」を削り、「百分の百十五」を「百分の百十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五」に改める。

第三十条第二項中「及び十二月」を削り、「百分の百十五」を「百分の百十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(説明)

会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第四十六号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 文京区長 成澤廣修

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「十二月に支給する場合においては百分の百二十」を削り、同項ただし書中「六月」の下に「及び十二月」を加え、「十二月に支給する場合においては百分の百」を削り、同条第三項中「、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と」、「十二月に支給する場合においては百分の百」及び「、「十二月に支給する場合においては百分の六十」を削る。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「及び十二月」を削り、「百分の百十五」を「百分の百十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五」に改め、同項ただし書中「及び十二月」を削り、「百分の九十五」を「百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十二・五」に、「百分の五十五」を「百分的五十二・五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

(説 明)

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたしました。

